

(公 印 省 略)
県支広第 30044-21 号
令和 3 年 10 月 6 日

群馬県所管 公益社団・財団法人 代表理事 }
群馬県所管 移行一般社団・財団法人 代表理事 } 各位

群馬県知事 山本 一太
(生活こども部県民活動支援・広聴課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度
及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和 3 年 10 月 5 日（火）に開催しました、第 63 回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（10 月 8 日（金）以降）を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

－ 前回（10 月 1 日（金）以降）要請からの変更点－

（1）ガイドライン警戒度の変更

警戒度「3」：35 市町村

（2）外出・県外移動について

- ・ 3 密となるリスクが高く、感染防止対策がとられていない場所への外出は自粛
- ・ 高齢者や基礎疾患のある方などハイリスクの方は、感染対策を徹底の上、慎重に判断
- ・ 直近 1 週間の感染者数が人口 10 万人当たり 10 人以上の都道府県（関東地方では 5 人以上の都県）への移動は、特に慎重に判断し、その地域での行動についても慎重にする

（10/8～：茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、大阪府、兵庫県、沖縄県）

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（10 月 8 日（金）以降）』を御確認ください。

担 当：県民活動支援・広聴課 公益法人係 山崎
T E L：027-226-2148
F A X：027-223-2944
e-mail：y-fumi@pref.gunma.lg.jp